



鳥取県公報

平成 22 年 2 月 19 日 (金)
第 8 1 6 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	家畜伝染病の発生 (75) (畜産課)	2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (76) (東部総合事務所県民局)	2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (77) (東部総合事務所福祉保健局)	2
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (78) (〃)	3
	土地改良区の役員の就退任 (79) (東部総合事務所農林局)	3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (5)	4
	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (6)	4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課)	5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	5

告 示

鳥取県告示第75号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西伯郡大山町	平成22年2月9日

鳥取県告示第76号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年4月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年2月19日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成22年2月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取ポニー広場
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
徳重 重則
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市浜坂三丁目1-36
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取市の子どもたちに対して、ポニーとのふれあい活動を体験する機会を提供することを通して、心やさしくたくましい子どもたちを育てることに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第77号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月19日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類

有限会社山田薬店	有限会社山田薬局	鳥取市田園町四丁目385	平成22年2月4日	居宅療養管理指導
----------	----------	--------------	-----------	----------

鳥取県告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月19日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社山田薬店	有限会社山田薬局	鳥取市田園町四丁目385	平成22年2月4日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年2月19日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理事	中 河 強	鳥取市徳吉245-1
〃	川 上 英 一	鳥取市安長564
〃	細 田 茂 雄	鳥取市安長343-2
〃	川 上 博 永	鳥取市安長356-1
〃	木 下 康 則	鳥取市秋里804-1
〃	山 本 憲 一	鳥取市秋里811
〃	片 山 廣 道	鳥取市秋里1129
〃	奥 田 寿 一	鳥取市西品治641
〃	河 西 正 治	鳥取市南隈32
〃	徳 村 栄 蔵	鳥取市南隈17
〃	田 中 一 久	鳥取市晩稻225
〃	宮 本 計 温	鳥取市徳尾20
監事	米 澤 気 農	鳥取市徳吉146
〃	伊 佐 田 英 雄	鳥取市秋里872
〃	中 島 建	鳥取市南隈65

平成19年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	天 野 鉄 雄	鳥取市徳吉195
----	---------	----------

〃	川 上 英 一	鳥取市安長564
〃	川 上 博 永	鳥取市安長356-1
〃	西 村 祐 司	鳥取市安長566
〃	伊佐田 英 雄	鳥取市秋里872
〃	山 本 憲 一	鳥取市秋里811
〃	片 山 廣 道	鳥取市秋里1129
〃	奥 田 寿 一	鳥取市西品治641
〃	米 田 豊	鳥取市南隈57-3
〃	中 島 建	鳥取市南隈65
〃	田 中 一 久	鳥取市晩稻225
〃	宮 本 計 温	鳥取市徳尾26
監 事	米 澤 気 農	鳥取市徳吉146
〃	村 川 道 夫	鳥取市南隈61
〃	木 下 衛 作	鳥取市秋里810

平成19年4月6日就任 任期4年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

平成22年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年2月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成22年2月25日（木） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 平成22年度明るい選挙推進運動要領について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第6号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに日野郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年2月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,752

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数 147,927
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 3,858

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成22年2月19日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成22年3月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察モバイルPC端末機器賃貸借及び保守業務

- ア 借入物品 小型ノート型コンピュータ 117台
小型インクジェットプリンタ 117台
認証用USB機器 119個
ノート型コンピュータ 17台

- イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

- ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成22年5月24日（月）

- イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成22年6月1日から平成27年5月31日まで

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)イの期間(60月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ア (1)アの物品に係る(4)イの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。)及び保守料の総額

- イ (1)イの物品の価額

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成21年鳥取県告示第161号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年3月9日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を1(4)アの納入期限までに1(3)の履行場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

- (4) 平成22年2月19日(金)から同年4月6日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成22年2月19日(金)から同年3月5日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年4月6日(火)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月5日(月)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4(1)の場所に平成22年3月19日(金)午後3時まで提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載する金額に12月を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成17年鳥取県規則等106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12月を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てるものとする。) の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

- A small notebook type computer, 117
- A small, inkjet printer, 117
- A USB device for attestation, 119
- A notebook type computer, 17

Nature and quantity of the product to be purchased:

- Software, 1set

(2) March 19, 2010 3:00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 6, 2010 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

April 5, 2010 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110